

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと 角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

### 原告第3準備書面

令和6年1月26日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 令和6年1月19日付け被告県委員会・地区委員会準備書面(2)について

一 すべて否認ないし争ふ。

二 同第2の1について

- 1 被告らは、原告第2準備書面の第二の一及び二について、「認否の限りでない。」としたが、これは、憲法及び判例の解釈において前提問題となるものであつて、これについて認否をしないことは、明らかに争はないものと評価されるべきである。
- 2 日本共産党が日本国憲法の位置づけについて政治的に捉へた二段階革命論は、日本国憲法の制定をブルジョア革命として捉へ、そこで認められた自由と権利をあらゆる事象において最大限に活用し、それをプロレタリア革命へと進展させるための手段とするといふものである。
- 3 従つて、日本共産党の二段階革命論からすれば、部分社会論を採用して司法自らが自縛する司法消極主義は、国民の自由と権利を制限するものとして違憲であると否定的な見解がなされるはずであり、「認否の限りでない」とすることは、原告の主張を認めたことと評価されることになるのである。
- 4 それゆゑ、原告第2準備書面添付の判例一覧表①記載の判決(令和2年11月25日最高裁判所大法廷判決。以下「令和2年最判」といふ。)は、日本共産党としては、部分社会論からの脱却を宣言した判決として肯定的に評価されるものであり、昭和63年12月20日最高裁判所第三小法廷判決(判例一覧表②記載。以下「昭和

63 年最判」といふ。)の前提となつた「一般市民法秩序」といふ部分社会論による司法消極主義も修正されたものと評価することが論理的整合性を保つことになるのである。

- 5 ところが、昭和 63 年最判は、日本共産党が当事者となつた、いはゆる袴田事件の判決であることから、自己の組織防衛のために我田引水として肯定的評価をしてみるだけであつて、この事案が日本共産党のものではないとすれば、一般論としては、日本共産党は、この判決の判断は人権侵害であるとして強く批判しなければならない立場なのである。
- 6 従つて、被告らは、「結社の自由を基礎をおく除籍措置の問題は、地方自治の本旨を基礎に置く地方議会の自律権とは、基礎が全く異なるものであつて、令和 2 年判決の射程外である。」とするが、地方議会の自律権ですら令和 2 年最判で部分社会論が破綻したのであるから、日本共産党が最も重視すべき結社の自由といふものは、団体が団体として保護される自由と権利の側面のみならず、その構成員が不当に団体から排除されない自由と権利の側面を含むものであるから、団体の利益を守るためだけの部分社会論は、国民の自由と権利を否定するものとして、議会の自律権の場合以上に部分社会論が破綻したことを認めなければならないのである。

### 三 同第 2 の 2 について

- 1 (1) 国政政党が、任意団体から政党法人法による公的な団体となり、しかも、国及び地方公共団体の議会を構成する公的機関に準ずる地位を獲得したのであるから、国政政党は、準国家作用の主体となつたのである。そのことは、日本共産党が政党助成金を受領してゐないことによつて変化するものではない。
- (2) つまり、地方議会の自律権ですら、部分社会論が崩壊したのであれば、政党法人法による国政政党もまた、その自律権が制約されるのは当然のことである。
- (3) そもそも、昭和 63 年最判の「一般市民法秩序」の明確な定義がなされてをらず、被告らの解釈がそのまま妥当するものではなく、被告らが「*黨員が、一般法人法 78 条 (政党法人法 8 条) によつて、『損害』を加えられた第三者*」になるのは、「*一般市民としての権利利益を侵害された場合*」であり、本件除籍措置によつて、原告には、*一般市民としての権利利益に何らの「損害」が生じるものではないのである。*」点についても、法文には「*一般市民としての権利利益を侵害された場合*」に限定してゐないのであるから、その主張は失当である。
- (4) また、昭和 63 年最判では、「*右処分*の当否は、*当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべき*」と説示してをり、公序良俗違反、適正手続違反及び条理といふ一般条項違反も処

分の無効原因としてあるのであつて、本件除籍処分は、まさに公序良俗違反、適正手続違反及び条理に違反するのである。

- 2(1) 原告は、灘民商の実質的な上位組織である日本共産党の公認候補として令和5年4月9日執行兵庫県議会議員選挙(神戸市灘区選挙区)に立候補して落選した後、灘民商が、同年5月9日付けで原告を解雇し、その解雇理由が「県議会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」などといふ支離滅裂かつ事実無根のものであり、その解雇がなされるまでは、日本共産党が弱者に寄り添った政党であると原告は信じて疑はなかつた。
- (2) 原告としては、次の選挙にも立候補して被告らに貢献して当選したいとの強い期待を抱いてゐたが、このやうな理不尽で事実無効の理由で灘民商から解雇され、引き続き被告らから党员としての権利制限処分を受け、さらに除籍処分がなされたものであり、しかも、これら一連の処分は全くの手續保障がなされなかつたことから、原告の上記期待権は侵害されたのである。
- (3) 今となつては、日本共産党の欺瞞に満ちた正体を知ることになつたが、被告らの処分によつて原告の当時における期待権が侵害されたことは明らかなのである。

#### 四 同第3について

- 1(1) 被告らは、同1において、原告第2準備書面の第三の一の1、2、3については「認否の限りでない」とするが、前述したとおり、これらは憲法及び判例の解釈において前提問題となるものであつて、これについて認否をしないことは、明らかに争はないものと評価されるべきである。
- (2) また、公安調査庁が現在に至るも公安審査委員会に規制の請求をしたことがないとしても、公安調査庁が日本共産党を調査対象団体としてゐるのは、日本共産党が未だに武装闘争路線を明確に放棄してゐないことによるものであつて、当然のことである。
- 2(1) 日本共産党の党员ではないが支持者であると公然と表明してゐる内田樹氏は、「内田樹の研究室」([http://blog.tatsuru.com/2023/03/28\\_1605.html](http://blog.tatsuru.com/2023/03/28_1605.html))の中で、松竹伸幸氏が日本共産党から除名されたことについて、「僕は政治組織というのは、その政党が政権を取ったあとの未来社会を先駆的・萌芽的に表現するものだと考えています。現在その政治組織が一人の独裁的指導者によってトップダウン的に組織されているなら、その政治組織が実現する未来社会は「一人の独裁的指導者によってトップダウン的に組織される社会」になる。その政治組織が理想社会を実現するためには陰謀や暴力を用いてもよいという立場なら、それが実現する未来社会は「理想的な国家を実現するためには、政府が市民に対して陰謀や暴力を用いることが許される社会」になる。」と述べてゐる。

(2) つまり、国民の自由や権利を擁護して弱者を救済する政治の実現を目的とする政党が、の団体内において党員の自由や権利を否定して弾圧することは、組織論として致命的な矛盾があり、人権論のダブルスタンダードを犯すものであつて、日本共産党は絶対権力によつて支配される団体であることから、「絶対的権力は絶対的に腐敗する」とのジョン・アクトンの格言で示されるやうに、歴史的な経験的事実に基づく政治学の公理を多くの人々が説いてゐる同様のことを日本共産党の支持者から指摘されたことは重要な意義を持つものとして被告らは自覚すべきである。

3(1) 被告らは、「日本共産党を徹底的に攻撃する主張をする原告が、日本共産党の構成員であることは両立せず、党規約第四条「十八歳以上の日本国民で、党の綱領と規約を認める人は党員となることができる。」という規定とも両立しないことは明らかである。」とする。

(2) しかし、日本共産党の欺瞞を知つたのは、灘民商の解雇以後のことであり、被告らによる処分を受けた後のことである。そして、日本共産党の正体を知つた結果、そのやうな日本共産党のダブルスタンダードの党規約や綱領自体が、公序良俗等に違反して無効であり、除籍に至る協議等の手続を経ずになされた原告の除籍処分は無効であつて、原告の党員資格は喪失してゐないと主張してゐるのである。変はるべきは日本共産党の方であつて原告ではないのである。

## 第二 令和6年1月22日付け被告味口俊之準備書面(2)について

一 すべて否認ないし争ふ。

二 同第1ないし同第3において、「認否の限りでない。」とする点とその余の点もすべて前記第一で述べたとほりである。